

平成30年12月3日

サイバーセキュリティ関連情報（12月号）

鳥取県警察本部サイバー犯罪対策課

○ 冬物の「衣服・履物」の詐欺・模倣品サイトに注意！

インターネットの通販サイトで商品を購入したが「商品が届かない」「偽物が届いた」「連絡しても返事がない」などの相談が国民生活センターに多数寄せられています。

特に近年、ダウンジャケット、ブーツなどの冬物の衣服・履物を購入する時期にあわせて、詐欺・模倣品サイトが多く登場し、トラブルが冬季（11月～1月）に集中して発生する傾向があります。

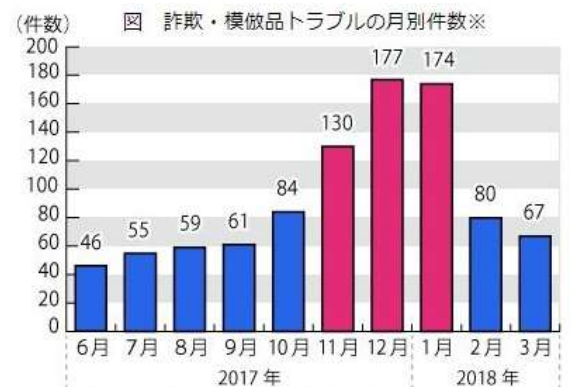
詐欺・模倣品サイトは、

- 日本語の字体、文章表現がおかしい
- 販売価格が大幅に割引されている
- 支払方法が銀行振込のみになっている

などの特徴があります。

普段利用しない通販サイトで商品の購入を検討する場合は十分に注意して下さい。

引用 独立行政法人国民生活センター http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20181023_1.html



※ 国民生活センター越境消費者センター（CCJ）で受け付けた相談について分析している。

○ SNSで見知らぬ外国人からの友達申請に要注意！

インターネット上の交流サイトの友達申請機能などで知り合った外国人から恋人や結婚相手になったかのような言葉巧みなメッセージによって被害者を信用させ、金銭を送金させる詐欺（通称、国際ロマンス詐欺）が発生しています。

金銭要求まで知り合ってから1年以上かけて信用させる場合や、組織で共謀し、友人や弁護士、関税職員などの役を演じて騙すケースもあります。

SNSなどの交流サイトで全く面識のない人物から友達申請された場合、まず詐欺を疑って下さい。

また、年末年始にかけて、様々な手口による特殊詐欺の発生が予想されます。

ご注意をお願いします。

参考 警察庁 特殊詐欺対策

https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki31/1_hurikome.htm

